【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月27日
【中間会計期間】	第77期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	信金中央金庫
【英訳名】	Shinkin Central Bank
【代表者の役職氏名】	理事長　　須　藤　　浩
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目３番７号
【電話番号】	03(5202)7711(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長　　安　田　洋　央
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目３番７号
【電話番号】	03(5202)7711(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長　　安　田　洋　央
【縦覧に供する場所】	信金中央金庫　大阪支店 (大阪市中央区農人橋一丁目４番34号) 信金中央金庫　名古屋支店 (名古屋市中区栄一丁目23番10号) 信金中央金庫　神戸支店 (神戸市中央区八幡通三丁目２番１号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2026年度 中間連結 会計期間	2024年度	2025年度
		（自 2024年 ４月１日 至 2024年 ９月30日）	（自 2025年 ４月１日 至 2025年 ９月30日）	（自 2026年 ４月１日 至 2026年 ９月30日）	（自 2024年 ４月１日 至 2025年 ３月31日）	（自 2025年 ４月１日 至 2026年 ３月31日）
連結経常収益	百万円	219,636	312,608	491,979	482,583	662,624
うち連結信託報酬	百万円	1,291	1,291	1,048	2,581	2,493
連結経常利益	百万円	29,404	30,280	36,404	58,585	56,156
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	21,160	21,851	26,073	―	―
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	―	―	―	42,449	43,006
連結中間包括利益	百万円	11,365	117,945	△8,436	―	―
連結包括利益	百万円	―	―	―	△25,934	148,016
連結純資産額	百万円	1,549,739	1,607,646	1,606,272	1,512,438	1,637,718
連結総資産額	百万円	48,274,749	48,397,613	46,574,733	48,238,888	46,866,489
１口当たり純資産額	円	241,284.95	253,460.95	253,103.66	231,530.45	258,011.00
１口当たり中間純利益	円	2,429.95	2,509.31	2,994.19	―	―
１口当たり当期純利益	円	―	―	―	4,630.70	4,694.61
潜在出資調整後 １口当たり中間純利益	円	―	―	―	―	―
潜在出資調整後 １口当たり当期純利益	円	―	―	―	―	―
自己資本比率	%	3.1	3.2	3.4	3.1	3.4
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,528,451	682,335	△2,096,584	399,442	△5,269,014
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,171,181	△418,052	△955,759	△1,272,224	△831,575
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△19,694	△22,737	△23,009	△19,694	△22,737
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	19,581,220	18,592,714	9,152,487	18,351,168	12,227,841
従業員数	人	1,831	1,867	1,902	1,805	1,849
信託財産額	百万円	3,070,622	3,010,884	2,471,875	3,030,362	2,697,744

（注）１．「潜在出資調整後１口当たり中間純利益」及び「潜在出資調整後１口当たり当期純利益」は、潜在出資がないため記載しておりません。

２．自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

３．信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は本中金のみであります。

(2) 本中金の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第75期中	第76期中	第77期中	第75期	第76期
決算年月		2024年９月	2025年９月	2026年９月	2025年３月	2026年３月
経常収益	百万円	202,174	302,021	471,619	447,134	632,548
うち信託報酬	百万円	1,291	1,291	1,048	2,581	2,493
経常利益	百万円	27,507	36,473	34,050	55,085	60,505
中間純利益	百万円	20,119	28,671	24,881	―	―
当期純利益	百万円	―	―	―	40,579	48,671
出資金	百万円	890,998	890,998	890,998	890,998	890,998
出資総口数 一般普通出資 特定普通出資 Ａ種優先出資	口	8,708,222 4,000,000 4,000,000 708,222	8,708,222 4,000,000 4,000,000 708,222	8,708,222 4,000,000 4,000,000 708,222	8,708,222 4,000,000 4,000,000 708,222	8,708,222 4,000,000 4,000,000 708,222
純資産額	百万円	1,498,040	1,557,111	1,548,803	1,455,164	1,581,127
総資産額	百万円	48,043,444	48,096,015	46,073,782	47,991,933	46,559,619
預金残高	百万円	32,217,463	30,852,367	28,738,359	31,334,531	29,503,506
債券残高	百万円	1,274,890	1,229,420	1,225,640	1,250,410	1,229,810
貸出金残高	百万円	7,998,220	8,649,752	13,360,033	9,287,100	12,234,550
有価証券残高	百万円	17,103,577	17,596,272	18,660,818	17,076,706	18,187,065
１口当たり配当額 一般普通出資 特定普通出資 Ａ種優先出資	円	 ― ― ―	 ― ― ―	 ― ― ―	 3,000.00 1,500.00 6,500.00	 3,000.00 1,500.00 6,500.00
自己資本比率	%	3.1	3.2	3.3	3.0	3.3
従業員数	人	1,258	1,286	1,300	1,243	1,270
信託財産額	百万円	3,070,622	3,010,884	2,471,875	3,030,362	2,697,744
信託勘定貸出金残高	百万円	―	―	―	―	―
信託勘定有価証券残高（信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高を除く。）	百万円	―	―	―	―	―
信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高	百万円	―	―	―	―	―

（注）１．中間配当は、「信用金庫法」及び「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に中間配当の制度がないため、実施しておりません。
２．自己資本比率は、（中間）期末純資産の部合計を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、本中金グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において本中金グループ（本中金及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

（金融経済環境）

当中間連結会計期間の金融経済環境を振り返りますと、国内景気は、原油高や物価上昇が下押し要因となったものの、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復が続きました。

金融市場において、国内長期金利（10年国債利回り）は、４月に2.3%台でスタートすると、日銀の追加利上げや物価上昇への警戒感等を背景に、９月末には3.0%台まで上昇しました。日経平均株価は、４月に53,000円台でスタートすると、AI・半導体関連需要の拡大や中東情勢の緊張緩和を背景に上昇し、６月には史上最高値の72,000円台を記録しました。その後、AI関連銘柄に対する過熱感への警戒や中東情勢の緊張が再び高まったことを受けて、９月末には66,000円台まで下落しました。

（連結経営成績）

当中間連結会計期間における経営成績は、次のとおりであります。

経常収益は、前中間連結会計期間比1,793億円、57.3%増収の4,919億円となりました。これは、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したこと等によるものです。

一方、経常費用は、同1,732億円、61.3%増加の4,555億円となりました。これは、債券のメンテナンスによる売却損の増加によりその他業務費用が増加したこと等によるものです。

これらの結果、経常利益は同61億円、20.2%増益の364億円、親会社株主に帰属する中間純利益は同42億円、19.3%増益の260億円となりました。

また、報告セグメントである信金中央金庫の事業における経常収益は、前中間会計期間比1,695億円、56.1%増収の4,716億円となりました。一方、経常費用は、同1,720億円、64.7%増加の4,375億円となりました。

これらの結果、経常利益は同24億円、6.6%減益の340億円、中間純利益は同37億円、13.2%減益の248億円となりました。

なお、本中金においては、連結決算に占める単体決算の割合が高いことから、単体決算と連結決算は、ほぼ同様の結果となります。

（連結財政状態）

当中間連結会計期間末における財政状態は、次のとおりであります。

資産の部合計は、前連結会計年度末比2,917億円減少し46兆5,747億円となりました。このうち、現金及び預け金は、日銀当座預け金の減少等により、同２兆7,570億円減少し10兆1,432億円となりました。また、有価証券は、国債の増加等により、同4,748億円増加し18兆6,399億円となりました。一方、貸出金は、国・政府関係機関向け貸出の増加等により、同１兆1,257億円増加し13兆3,598億円となりました。

負債の部合計は、前連結会計年度末比2,603億円減少し44兆9,684億円となりました。このうち、預金は、定期性預金の減少等により、同7,664億円減少し28兆7,108億円となりました。

純資産の部合計は、その他有価証券評価差額金の減少等により、前連結会計年度末比314億円減少し１兆6,062億円となりました。

また、連結自己資本比率（国内基準）は、リスク・アセットの増加により、前連結会計年度末比0.72ポイント低下して、21.23%となりました。

不良債権比率は、前連結会計年度末比横ばいの0.16%となっており、貸出資産は引き続き極めて高い健全性を維持しております。

① 国内・海外別収支

当中間連結会計期間において、国内では、資金運用収支が670億75百万円、信託報酬が10億48百万円、役務取引等収支が171億20百万円、特定取引収支が25億21百万円、その他業務収支が△206億26百万円となりました。

海外では、資金運用収支が２億76百万円、役務取引等収支が２億31百万円、特定取引収支が87百万円、その他業務収支が４百万円となりました。

以上により、合計では、資金運用収支が670億43百万円、信託報酬が10億48百万円、役務取引等収支が162億78百万円、特定取引収支が26億７百万円、その他業務収支が△209億37百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	55,220	218	7,635	47,803
	当中間連結会計期間	67,075	276	307	67,043
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	271,514	222	7,669	264,067
	当中間連結会計期間	348,737	281	356	348,662
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	216,293	4	33	216,263
	当中間連結会計期間	281,662	5	49	281,618
信託報酬	前中間連結会計期間	1,291	―	―	1,291
	当中間連結会計期間	1,048	―	―	1,048
役務取引等収支	前中間連結会計期間	16,170	197	1,002	15,365
	当中間連結会計期間	17,120	231	1,073	16,278
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	25,819	210	2,289	23,740
	当中間連結会計期間	28,258	246	2,582	25,921
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	9,648	13	1,286	8,375
	当中間連結会計期間	11,138	15	1,509	9,643
特定取引収支	前中間連結会計期間	2,014	114	2	2,126
	当中間連結会計期間	2,521	87	1	2,607
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	2,031	114	2	2,143
	当中間連結会計期間	2,772	87	1	2,858
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	16	―	―	16
	当中間連結会計期間	251	―	―	251
その他業務収支	前中間連結会計期間	△7,435	3	326	△7,757
	当中間連結会計期間	△20,626	4	314	△20,937
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	18,899	4	379	18,524
	当中間連結会計期間	111,389	6	381	111,014
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	26,334	0	53	26,282
	当中間連結会計期間	132,016	1	66	131,951

（注）１．「国内」とは、本中金及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。
２．「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。
３．「相殺消去額」は、連結会社間の内部取引等によるものであります。
４．資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前中間連結会計期間117百万円、当中間連結会計期間195百万円）を控除して表示しております。

② 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間における役務取引等収益は259億21百万円、役務取引等費用は96億43百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前中間連結会計期間	25,819	210	2,289	23,740
	当中間連結会計期間	28,258	246	2,582	25,921
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	328	－	0	328
	当中間連結会計期間	459	－	0	459
うち為替業務	前中間連結会計期間	478	－	0	477
	当中間連結会計期間	349	－	0	348
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	6,781	54	1,380	5,455
	当中間連結会計期間	8,153	55	1,607	6,600
うち代理業務	前中間連結会計期間	891	－	0	891
	当中間連結会計期間	908	－	0	907
うち保証業務	前中間連結会計期間	3,825	－	－	3,825
	当中間連結会計期間	3,787	－	－	3,787
うち受託業務	前中間連結会計期間	12,468	－	438	12,029
	当中間連結会計期間	13,437	－	479	12,957
役務取引等費用	前中間連結会計期間	9,648	13	1,286	8,375
	当中間連結会計期間	11,138	15	1,509	9,643
うち為替業務	前中間連結会計期間	81	－	－	81
	当中間連結会計期間	93	－	－	93
うち代理貸付業務	前中間連結会計期間	144	－	－	144
	当中間連結会計期間	117	－	－	117

（注）１．「国内」とは、本中金及び国内連結子会社であります。
２．「海外」とは、海外連結子会社であります。
３．「相殺消去額」は、連結会社間の内部取引等によるものであります。

③　国内・海外別特定取引の状況

当中間連結会計期間における特定取引収益は28億58百万円、特定取引費用は２億51百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引収益	前中間連結会計期間	2,031	114	2	2,143
	当中間連結会計期間	2,772	87	1	2,858
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	23	114	2	135
	当中間連結会計期間	341	87	1	427
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	1,293	―	―	1,293
	当中間連結会計期間	894	―	―	894
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	713	―	―	713
	当中間連結会計期間	1,537	―	―	1,537
特定取引費用	前中間連結会計期間	16	―	―	16
	当中間連結会計期間	251	―	―	251
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	16	―	―	16
	当中間連結会計期間	251	―	―	251
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―

（注）１．「国内」とは、本中金及び国内連結子会社であります。
２．「海外」とは、海外連結子会社であります。
３．「相殺消去額」は、連結会社間の内部取引等によるものであります。

④　国内・海外別預金残高の状況

○　預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	30,852,367	－	24,288	30,828,078
	当中間連結会計期間	28,738,359	－	27,478	28,710,881
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2,244,279	－	20,407	2,223,872
	当中間連結会計期間	2,062,287	－	22,674	2,039,613
うち定期性預金	前中間連結会計期間	27,864,941	－	3,830	27,861,111
	当中間連結会計期間	26,160,091	－	4,800	26,155,291
うちその他	前中間連結会計期間	743,145	－	50	743,094
	当中間連結会計期間	515,980	－	3	515,976
譲渡性預金	前中間連結会計期間	10,408	－	－	10,408
	当中間連結会計期間	9,155	－	－	9,155
総合計	前中間連結会計期間	30,862,775	－	24,288	30,838,486
	当中間連結会計期間	28,747,514	－	27,478	28,720,036

（注）１．「国内」とは、本中金及び国内連結子会社であります。
２．「海外」とは、海外連結子会社であります。
３．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金
４．定期性預金＝定期預金＋積立定期預金
５．「相殺消去額」は、連結会社間の内部取引等によるものであります。

⑤　国内・海外別債券残高の状況

○　債券の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
利付信金中金債	前中間連結会計期間	1,229,420	－	－	1,229,420
	当中間連結会計期間	1,225,640	－	1,700	1,223,940

（注）１．「国内」とは、本中金及び国内連結子会社であります。
２．「海外」とは、海外連結子会社であります。
３．「相殺消去額」は、連結会社間の内部取引等によるものであります。

⑥ 国内・海外別貸出金残高の状況

ａ．業種別貸出状況（末残・構成比）

(a) 直接貸出

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金　額(百万円)	構成比(%)	金　額(百万円)	構成比(%)
国内 （除く特別国際金融取引勘定分）	8,490,592	100.00	13,232,720	100.00
製造業	747,617	8.81	802,401	6.06
農業，林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業，採石業，砂利採取業	10,211	0.12	30,209	0.23
建設業	68,499	0.81	71,810	0.54
電気・ガス・熱供給・水道業	449,934	5.30	468,690	3.54
情報通信業	112,494	1.33	125,759	0.95
運輸業，郵便業	370,208	4.36	412,134	3.12
卸売業，小売業	569,964	6.71	551,639	4.17
金融業，保険業	1,793,592	21.12	1,888,696	14.27
不動産業，物品賃貸業	1,576,243	18.56	1,689,590	12.77
地方公共団体	186,068	2.19	122,268	0.92
その他	2,605,757	30.69	7,069,518	53.43
海外及び特別国際金融取引勘定分	559	100.00	679	100.00
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	559	100.00	679	100.00
合計	8,491,151	-	13,233,399	-

（注）１．「国内」とは、本中金及び国内連結子会社であります。
２．「海外」とは、本中金の海外連結子会社であります。
３．「国内」の「その他」には、国・政府関係機関を含んでおります。

(b) 代理貸付

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金　額(百万円)	構成比(%)	金　額(百万円)	構成比(%)
国内	157,621	100.00	126,478	100.00
製造業	17,327	10.99	12,496	9.88
農業，林業	127	0.08	101	0.08
漁業	32	0.02	18	0.01
鉱業，採石業，砂利採取業	28	0.02	16	0.01
建設業	9,054	5.74	7,266	5.75
電気・ガス・熱供給・水道業	971	0.62	785	0.62
情報通信業	976	0.62	772	0.61
運輸業，郵便業	3,212	2.04	2,305	1.82
卸売業，小売業	11,522	7.31	8,303	6.57
金融業，保険業	349	0.22	311	0.25
不動産業，物品賃貸業	88,075	55.88	73,176	57.86
地方公共団体	-	-	-	-
その他	25,942	16.46	20,922	16.54
合計	157,621	-	126,478	-

（注）「国内」とは、本中金のみであります。

(c) 合計

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金　額(百万円)	構成比(%)	金　額(百万円)	構成比(%)
国内 （除く特別国際金融取引勘定分）	8,648,213	100.00	13,359,198	100.00
製造業	764,944	8.85	814,898	6.10
農業，林業	127	0.00	101	0.00
漁業	32	0.00	18	0.00
鉱業，採石業，砂利採取業	10,240	0.12	30,226	0.23
建設業	77,553	0.90	79,077	0.59
電気・ガス・熱供給・水道業	450,906	5.21	469,476	3.51
情報通信業	113,470	1.31	126,531	0.95
運輸業，郵便業	373,421	4.32	414,440	3.10
卸売業，小売業	581,487	6.72	559,942	4.19
金融業，保険業	1,793,941	20.74	1,889,008	14.14
不動産業，物品賃貸業	1,664,319	19.25	1,762,767	13.19
地方公共団体	186,068	2.15	122,268	0.92
その他	2,631,700	30.43	7,090,441	53.08
海外及び特別国際金融取引勘定分	559	100.00	679	100.00
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	559	100.00	679	100.00
合計	8,648,773	-	13,359,877	-

（注）１．「国内」とは、本中金及び国内連結子会社であります。
２．「海外」とは、本中金の海外連結子会社であります。
３．「国内」の「その他」には、国・政府関係機関を含んでおります。

⑦　「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は本中金のみであります。

ａ．信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前連結会計年度 (2026年３月31日)		当中間連結会計期間 (2026年９月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
信託受益権	2,291,849	84.96	2,068,011	83.66
受託有価証券	19,600	0.73	19,600	0.79
金銭債権	345,420	12.80	345,422	13.98
その他債権	1	0.00	1	0.00
銀行勘定貸	40,768	1.51	38,741	1.57
現金預け金	104	0.00	99	0.00
合計	2,697,744	100.00	2,471,875	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (2026年３月31日)		当中間連結会計期間 (2026年９月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	43,322	1.60	41,295	1.67
投資信託	39,360	1.46	38,684	1.56
金銭信託以外の金銭の信託	5,101	0.19	5,107	0.21
有価証券の信託	52,700	1.95	52,700	2.13
金銭債権の信託	345,472	12.81	345,469	13.98
包括信託	2,211,786	81.99	1,988,618	80.45
合計	2,697,744	100.00	2,471,875	100.00

（注）１．共同信託他社管理財産については、前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末の取扱残高はありません。

２．自己信託に係る信託財産については、前連結会計年度末の残高は350,825百万円、当中間連結会計期間末の残高は354,872百万円であり、上記に掲げた金額に含めて記載しております。

ｂ．元本補填契約のある信託の運用／受入状況(末残)

科目	前連結会計年度 (2026年３月31日)			当中間連結会計期間 (2026年９月30日)		
	金銭信託 （百万円）	貸付信託 （百万円）	合計 （百万円）	金銭信託 （百万円）	貸付信託 （百万円）	合計 （百万円）
銀行勘定貸	40,718	－	40,718	38,695	－	38,695
資産計	40,718	－	40,718	38,695	－	38,695
元本	40,653	－	40,653	38,695	－	38,695
その他	65	－	65	0	－	0
負債計	40,718	－	40,718	38,695	－	38,695

（注）　信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権については、前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末の残高はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は、資金の運用・調達、貸出金や預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が前中間連結会計期間比２兆7,789億円減少の２兆965億円の支出、有価証券の取得・売却・償還等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が同5,377億円減少の9,557億円の支出、配当金の支払等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が同２億円減少の230億円の支出となりました。

その結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末比９兆4,402億円減少の９兆1,524億円となりました。

(3) 主要な設備

当中間連結会計期間において新たに確定した重要な設備の新設、改修等の計画は次のとおりであります。

会社名	店舗名その他	所在地	区分	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額（百万円）		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
本中金	本店	東京都中央区	改修	信金中央金庫の事業	次期国内系システム	8,600	133	自己資金	2026年7月	2030年1月

なお、上記の内容に加え、当中間連結会計期間において、ホーチミン駐在員事務所を新設するとともに、岡山支店の機能を中国支店に統合し、旧岡山支店を岡山県分室としています。

（自己資本比率の状況）

（参考）

自己資本比率は、信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、本中金は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法、マーケット・リスク相当額の算出においては標準的方式を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	2025年９月30日	2026年９月30日
(1)連結自己資本比率　(2)/(3)	23.83	21.23
(2)連結における自己資本の額	16,805	17,022
(3)リスク・アセットの額	70,499	80,160
(4)連結総所要自己資本額	2,819	3,206

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	2025年９月30日	2026年９月30日
(1)単体自己資本比率　(2)/(3)	24.59	21.69
(2)単体における自己資本の額	16,529	16,667
(3)リスク・アセットの額	67,219	76,810
(4)単体総所要自己資本額	2,688	3,072

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第６条に基づき、本中金の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３．要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2025年９月30日	2026年９月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0
危険債権	25	39
要管理債権	183	183
正常債権	86,969	134,299

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【出資等の状況】

（１）【出資の総口数等】

イ．【普通出資】

①【出資の総口数】

種類	普通出資の総口数の最高限度（口）
一般普通出資	―
特定普通出資	―
計	―

(注) １．2009年２月26日開催の臨時総会における定款変更の決議により、信用金庫法に基づく出資の一形態として、既存の普通出資とは配当率の異なる普通出資（特定普通出資）の受入ができることとなりました。このため、既存の普通出資を「一般普通出資」としております。

２．2015年６月19日開催の通常総会における定款変更の決議により、特定普通出資の１口当たりの残余財産分配額を出資１口の金額（10万円）までとしました。

３．普通出資の総口数および種類ごとの総口数の最高限度は、信用金庫法上定款で定める事項とされていないため、定款に規定しておりません。

②【払込済出資】

種類	中間会計期間末現在 払込済出資総口数（口） （2026年９月30日）	提出日現在払込済 出資総口数（口） （2026年11月27日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
一般普通出資	4,000,000	4,000,000	該当ありません。	議決権を有しております。
特定普通出資	4,000,000	4,000,000		
計	8,000,000	8,000,000	―	―

(注) １．本中金の定款において、本中金の普通出資は、額面出資（出資１口の金額10万円）と定められております。

２．特定普通出資に係る剰余金の配当および残余財産の分配は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当は、一般普通出資について支払うべき剰余金の配当の額と異なるものとする。

(2) 残余財産の分配は、１口当たりの残余財産分配額を出資１口の金額（10万円）までとする。

ロ．【優先出資】

①【出資の総口数】

種類	優先出資の総口数の最高限度（口）
Ａ種優先出資	1,000,000
Ｂ種優先出資	1,000,000
計	2,000,000

(注) １．2009年２月26日開催の臨時総会における定款変更の決議により、既存の優先出資(Ａ種優先出資)と種類の異なる優先出資(Ｂ種優先出資)として、社債型優先出資を発行することができることとなりました。このため、既存の優先出資を「Ａ種優先出資」としております。

２．本中金の定款において、優先出資の総口数の最高限度は200万口とし、このうち100万口はＡ種優先出資、100万口はＢ種優先出資とすることを定めております。また、2026年６月24日開催の通常総会における定款変更の決議により、優先出資に消却があった場合であっても、最高限度は変わらないものとしております。

②【発行済出資】

種類	中間会計期間末現在 発行済出資総口数（口） （2026年９月30日）	提出日現在発行済 出資総口数（口） （2026年11月27日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
A種優先出資	708,222	708,222	東京証券取引所	（注）
計	708,222	708,222	―	―

（注）A種優先出資の内容は、次のとおりであります。なお、会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。

(1) 優先出資の額面金額は10万円とする。

(2) 本中金は、優先出資者（優先出資の登録優先出資質権者を含む。以下同じ。）に対しては、会員(会員とは「信用金庫」をいう。以下同じ。)に先立って剰余金の配当(以下「優先配当」という。)を行うものとする。
優先配当の額の額面金額に対する率（以下「優先配当率」という。）は、年３分とする。

(3) 本中金は、会員に対して普通出資額に応じて配当を行うときは、優先出資者に対して、優先配当以外の剰余金の配当(以下「参加配当」という。)を行うものとする。優先配当率および参加配当の額の額面金額に対する率の合計の最高限度は、年80割とする。

(4) 優先配当率は、優先出資の分割が行われたときは、次の算式により調整する。ただし、当該優先出資の分割に係る総会の決議でこれと異なる定めをしたときは、この限りでない。

$$\text{調整後の優先配当率} = \text{調整前の優先配当率} \times \frac{\text{分割前の発行済優先出資の総口数}}{\text{分割後の発行済優先出資の総口数}}$$

(5) 前項の場合において、計算の結果0.01パーセント未満の端数が生ずるときは、その端数を切り上げるものとする。

(6) 優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先配当の額を下回ったときは、その下回った額は、翌事業年度の優先配当の額に加算されないものとする。

(7) 本中金は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条の規定により、優先出資の消却を行うことができる。本中金は、優先出資の消却を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。優先出資の消却は、市場相場等の時価による買入れによって行うものとする。

(8) 本中金の解散のときの残余財産の分配は、次に掲げる順序に従って行う。

① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額と経過優先配当金相当額（残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に優先配当の額を乗じた金額を365で除して得られる額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。））を合計した額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をそれぞれその口数に応じて分配する。

② 会員に対して、普通出資１口の金額に払込済普通出資の総口数を乗じて得た額をそれぞれその口数に応じて分配する。

③ 前各号の分配を行った後、なお残余があるときは、優先出資者および会員に対してそれぞれその口数（特定普通出資の口数を除く。）に応じて分配する。

(9) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第17条の規定により、優先出資者は、優先出資について、会員による総会における議決権その他の信用金庫法による会員の権利を有しない。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【出資総口数、出資金等の推移】

イ．【普通出資】

年月日	払込済出資総口数増減数(口)	払込済出資総口数残高(口)	普通出資金増減額(百万円)	普通出資金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年４月１日～2026年９月30日	－	一般普通出資 4,000,000	－	一般普通出資 400,000	－	－
	－	特定普通出資 4,000,000	－	特定普通出資 400,000		

ロ．【Ａ種優先出資】

年月日	発行済出資総口数増減数(口)	発行済出資総口数残高(口)	優先出資金増減額(百万円)	優先出資金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年４月１日～2026年９月30日	－	708,222	－	90,998	－	100,678

（５）【大口出資者の状況】

イ．【普通出資】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有出資口数(口)	払込済出資総口数（自己出資を除く。）に対する所有出資口数の割合(%)
京都中央信用金庫	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町９１番地	201,817	2.52
城北信用金庫	東京都荒川区荒川三丁目７９番７号	154,655	1.93
尼崎信用金庫	兵庫県尼崎市開明町三丁目３０番地	149,433	1.87
多摩信用金庫	東京都立川市緑町３番地の４	146,358	1.83
浜松いわた信用金庫	静岡県浜松市中央区元城町１１４番地の１	146,079	1.82
埼玉縣信用金庫	埼玉県熊谷市本町一丁目１３０番地１	138,720	1.73
京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町７番地	135,061	1.69
大阪シティ信用金庫	大阪府大阪市中央区北浜二丁目５番４号	132,695	1.66
岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅４１番地	129,388	1.62
岐阜信用金庫	岐阜県岐阜市神田町六丁目１１番地	128,881	1.61
計	－	1,463,087	18.28

（注）１．信用金庫法および定款の規定により、普通出資者は、所有出資口数に関係なく１個の議決権を有しております。なお、2026年９月30日現在の議決権数は254個となります。

２．所有出資口数は、一般普通出資と特定普通出資の合算で記載しております。

ロ．【A種優先出資】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有出資口数(口)	発行済出資総口数（自己出資を除く。）に対する所有出資口数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号	32,582	4.61
城北信用金庫	東京都荒川区荒川三丁目７９番７号	21,586	3.05
瀬戸信用金庫	愛知県瀬戸市東横山町１１９番地の１	19,519	2.76
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号	17,800	2.52
沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目６番１６号	17,000	2.41
浜松いわた信用金庫	静岡県浜松市中央区元城町１１４番地の１	15,655	2.22
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目２番２号	13,623	1.93
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目６番６号	13,528	1.91
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲二丁目２番１号	13,514	1.91
桐生信用金庫	群馬県桐生市錦町二丁目１５番２１号	13,050	1.85
計	－	177,857	25.17

（注）協同組織金融機関の優先出資に関する法律および定款の規定により、優先出資者は、優先出資について普通出資者総会における議決権を有しません。

（６）【議決権の状況】

イ．【普通出資】

①【払込済出資】

2026年９月30日現在

区分	出資口数（口）	議決権の数（個）	内容
無議決権出資	―	―	―
議決権制限出資（自己出資等）	―	―	―
議決権制限出資（その他）	―	―	―
完全議決権出資（自己出資等）	―	―	―
完全議決権出資（その他）	一般普通出資　4,000,000 特定普通出資　4,000,000	254	議決権は所有出資口数に関係なく１会員につき１個であります。
払込済出資総口数	8,000,000	―	―
総出資者の議決権	―	254	―

（注）１単元の出資口数を定めていないため、「単元未満出資」について記載しておりません。

②【自己出資等】

該当ありません。

ロ．【Ａ種優先出資】

①【発行済出資】

2026年９月30日現在

区分	出資口数（口）	議決権の数（個）	内容
無議決権出資	708,222	―	会員による総会における議決権その他の信用金庫法による会員の権利を有しません。
議決権制限出資（自己出資等）	―	―	―
議決権制限出資（その他）	―	―	―
完全議決権出資（自己出資等）	―	―	―
完全議決権出資（その他）	―	―	―
発行済出資総口数	708,222	―	―
総出資者の議決権	―	―	―

（注）１単元の出資口数を定めていないため、「単元未満出資」について記載しておりません。

②【自己出資等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有出資口数（口）	他人名義所有出資口数（口）	所有出資口数の合計（口）	発行済出資口数に対する所有出資口数の割合（％）
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目３番７号	1,777	―	1,777	0.25
計	―	1,777	―	1,777	0.25

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において、役員の異動はありません。

第４【経理の状況】

１．本中金は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第２項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

２．本中金の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産、負債及び純資産の分類並びに収益及び費用の分類は、「信用金庫法施行規則」（昭和57年大蔵省令第15号）に準拠しております。
　また、本中金は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第４編の規定により第２種中間連結財務諸表を作成しております。

３．本中金の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産、負債及び純資産の分類並びに収益及び費用の分類は、「信用金庫法施行規則」（昭和57年大蔵省令第15号）に準拠しております。
　また、本中金は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

４．本中金は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金及び預け金	12,900,333	10,143,283
買入手形及びコールローン	749,235	797,419
買現先勘定	45,552	89,476
買入金銭債権	189,890	183,948
特定取引資産	※8 915,357	※8 1,334,377
金銭の信託	45,385	47,560
有価証券	※1,※2,※3,※4,※8 18,165,169	※1,※2,※3,※4,※8 18,639,986
貸出金	※4,※5,※7,※8,※9 12,234,105	※4,※5,※7,※8,※9 13,359,877
外国為替	※4,※6 33,802	※4 30,194
その他資産	※4,※8 1,287,332	※4,※8 1,632,871
有形固定資産	※10,※11 77,656	※10,※11 82,774
無形固定資産	21,511	20,923
繰延税金資産	54,387	67,446
債務保証見返	※4 170,435	※4 166,291
貸倒引当金	△23,667	△21,700
資産の部合計	46,866,489	46,574,733
負債の部		
預金	29,477,288	28,710,881
譲渡性預金	―	9,155
債券	1,229,310	1,223,940
特定取引負債	526,679	742,959
借用金	※8 3,598,000	※8 3,468,600
売渡手形及びコールマネー	※8 3,442,788	※8 3,133,696
売現先勘定	※8 2,703,350	※8 2,952,254
債券貸借取引受入担保金	※8 3,002,928	※8 3,144,366
外国為替	1,235	1,876
信託勘定借	40,768	38,741
その他負債	1,006,687	1,347,093
賞与引当金	1,979	2,386
役員賞与引当金	86	―
退職給付に係る負債	20,629	20,118
役員退職慰労引当金	512	―
特別法上の引当金	32	39
繰延税金負債	153	152
再評価に係る繰延税金負債	※10 5,906	※10 5,906
債務保証	170,435	166,291
負債の部合計	45,228,771	44,968,460

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
純資産の部		
出資金	890,998	890,998
資本剰余金	100,678	100,678
利益剰余金	707,209	710,678
自己優先出資	―	△338
会員勘定合計	1,698,886	1,702,016
その他有価証券評価差額金	△471,120	△700,758
繰延ヘッジ損益	368,898	564,126
土地再評価差額金	※10 13,919	※10 13,919
為替換算調整勘定	467	709
退職給付に係る調整累計額	11,847	11,204
その他の包括利益累計額合計	△75,988	△110,798
非支配株主持分	14,820	15,054
純資産の部合計	1,637,718	1,606,272
負債及び純資産の部合計	46,866,489	46,574,733

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
経常収益	312,608	491,979
資金運用収益	264,067	348,662
（うち貸出金利息）	32,769	73,019
（うち有価証券利息配当金）	184,435	221,135
信託報酬	1,291	1,048
役務取引等収益	23,740	25,921
特定取引収益	2,143	2,858
その他業務収益	18,524	111,014
その他経常収益	※1 2,840	※1 2,473
経常費用	282,327	455,574
資金調達費用	216,381	281,814
（うち預金利息）	70,423	119,129
（うち債券利息）	2,210	4,117
役務取引等費用	8,375	9,643
特定取引費用	16	251
その他業務費用	26,282	131,951
経費	31,042	31,912
その他経常費用	229	1
経常利益	30,280	36,404
特別利益	―	―
特別損失	392	13
固定資産処分損	387	6
金融商品取引責任準備金繰入額	4	7
税金等調整前中間純利益	29,888	36,391
法人税、住民税及び事業税	7,323	8,953
法人税等調整額	505	1,026
法人税等合計	7,828	9,980
中間純利益	22,059	26,410
非支配株主に帰属する中間純利益	208	337
親会社株主に帰属する中間純利益	21,851	26,073

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
中間純利益	22,059	26,410
その他の包括利益	95,885	△34,847
その他有価証券評価差額金	58,704	△229,637
繰延ヘッジ損益	37,368	195,228
為替換算調整勘定	△147	242
退職給付に係る調整額	△40	△680
中間包括利益	117,945	△8,436
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	117,732	△8,736
非支配株主に係る中間包括利益	212	300

（３）【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	会員勘定			
	出資金	資本剰余金	利益剰余金	会員勘定合計
当期首残高	890,998	100,678	686,104	1,677,781
当中間期変動額				
剰余金の配当			△22,603	△22,603
親会社株主に帰属する中間純利益			21,851	21,851
会員勘定以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	－	－	△751	△751
当中間期末残高	890,998	100,678	685,352	1,677,029

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△383,519	181,425	14,621	△124	8,038	△179,559	14,217	1,512,438
当中間期変動額								
剰余金の配当								△22,603
親会社株主に帰属する中間純利益								21,851
会員勘定以外の項目の当中間期変動額（純額）	58,704	37,368	－	△147	△45	95,880	79	95,959
当中間期変動額合計	58,704	37,368	－	△147	△45	95,880	79	95,208
当中間期末残高	△324,814	218,793	14,621	△272	7,993	△83,679	14,296	1,607,646

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	会員勘定				
	出資金	資本剰余金	利益剰余金	自己優先出資	会員勘定合計
当期首残高	890,998	100,678	707,209	―	1,698,886
当中間期変動額					
剰余金の配当			△22,603		△22,603
親会社株主に帰属する中間純利益			26,073		26,073
自己優先出資の取得				△338	△338
会員勘定以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	―	―	3,469	△338	3,130
当中間期末残高	890,998	100,678	710,678	△338	1,702,016

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△471,120	368,898	13,919	467	11,847	△75,988	14,820	1,637,718
当中間期変動額								
剰余金の配当								△22,603
親会社株主に帰属する中間純利益								26,073
自己優先出資の取得								△338
会員勘定以外の項目の当中間期変動額（純額）	△229,637	195,228	―	242	△643	△34,809	233	△34,575
当中間期変動額合計	△229,637	195,228	―	242	△643	△34,809	233	△31,445
当中間期末残高	△700,758	564,126	13,919	709	11,204	△110,798	15,054	1,606,272

（４）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	29,888	36,391
減価償却費	5,650	5,765
貸倒引当金の増減（△）	△66	△1,967
賞与引当金の増減額（△は減少）	419	406
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△83	△86
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△133	△510
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△62	－
資金運用収益	△264,067	△348,662
資金調達費用	216,381	281,814
有価証券関係損益（△）	22,975	131,338
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	229	－
為替差損益（△は益）	△26,065	120,124
固定資産処分損益（△は益）	387	6
特定取引資産の純増（△）減	△112,982	△419,019
特定取引負債の純増減（△）	42,801	216,280
特定取引未払金の純増減（△）	12,493	6,255
貸出金の純増（△）減	636,923	△1,125,772
預金の純増減（△）	△477,127	△766,406
譲渡性預金の純増減（△）	10,408	9,155
債券の純増減（△）	△20,990	△5,370
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△371,800	△129,400
預け金（中央銀行預け金を除く）の純増（△）減	△74,672	△318,230
コールローン等の純増（△）減	20,941	△92,108
債券貸借取引支払保証金の純増（△）減	△1,972	－
コールマネー等の純増減（△）	400,124	△60,187
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	441,720	141,438
買入金銭債権の純増（△）減	25,884	5,941
外国為替（資産）の純増（△）減	△11,438	3,607
外国為替（負債）の純増減（△）	608	641
信託勘定借の純増減（△）	△2,661	△2,027
資金運用による収入	356,374	447,989
資金調達による支出	△295,840	△382,707
その他	132,550	164,039
小計	696,800	△2,081,260
法人税等の支払額	△14,464	△15,324
営業活動によるキャッシュ・フロー	682,335	△2,096,584

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,589,879	△2,414,208
有価証券の売却による収入	434,511	483,336
有価証券の償還による収入	743,341	980,876
金銭の信託の増加による支出	△2,000	－
有形固定資産の取得による支出	△2,358	△7,498
無形固定資産の取得による支出	△1,666	△2,785
有形固定資産の売却による収入	－	4,520
投資活動によるキャッシュ・フロー	△418,052	△955,759
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己優先出資の取得による支出	－	△338
配当金の支払額	△22,603	△22,603
非支配株主への配当金の支払額	△133	△66
財務活動によるキャッシュ・フロー	△22,737	△23,009
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	241,545	△3,075,354
現金及び現金同等物の期首残高	18,351,168	12,227,841
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 18,592,714	※1 9,152,487

【注記事項】

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社9社

株式会社しんきん情報システムセンター
信金インターナショナル株式会社
信金中金ビジネス株式会社
しんきんアセットマネジメント投信株式会社
しんきん証券株式会社
信金キャピタル株式会社
信金ギャランティ株式会社
信金シンガポール株式会社
しんきん地域創生ネットワーク株式会社

(2) 非連結子会社

投資事業有限責任組合しんきんの翼
投資事業有限責任組合しんきんの礎
投資事業有限責任組合しんきんの翼第２号
投資事業有限責任組合しんきん脱炭素応援ファンド
投資事業有限責任組合しんきん防災応援ファンド
投資事業有限責任組合しんきん復興支援ファンド

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

投資事業有限責任組合しんきんの翼
投資事業有限責任組合しんきんの礎
投資事業有限責任組合しんきんの翼第２号
投資事業有限責任組合しんきん脱炭素応援ファンド
投資事業有限責任組合しんきん防災応援ファンド
投資事業有限責任組合しんきん復興支援ファンド

(4) 持分法非適用の関連会社

あおぞら債権回収株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

３．連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

６月末日　２社
９月末日　７社

(2) 連結子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。
中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

４．会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

本中金の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：５年～50年

その他：３年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、本中金及び連結子会社で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

本中金の債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

本中金の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

償却・引当額の算定は、債務者区分等の自己査定結果に基づき行っておりますが、本中金では、適切な債務者区分の決定が行われるよう、信用リスクを評価する手法として信用格付制度を導入し、それを基礎として、自己査定の債務者区分を決定しております。信用格付は、債務者の債務償還能力等信用力の程度を10段階で評価し区分しており、債務者の決算情報に基づく定量評価に加え、債務者が属する業界評価や業界内における競争力等の定性要因を反映させています。信用格付は年１回定期的に見直しを行うほか、債務者の信用状況の変化等必要に応じて随時の見直しを行っております。

自己査定の結果、破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先、貸出条件緩和債権等を有する債務者（以下「要管理先」という。）及びその他今後の管理に注意を要する債務者（以下「その他要注意先」という。）で、債権額が一定額以上の大口債務者については、当該債務者が策定した返済計画や信用状況、融資方針及び当該債務者の信用状況に応じたデフォルト率等をもとにキャッシュ・フローを合理的に見積り、当該キャッシュ・フローを約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の要管理先及びその他要注意先に係る債権については、今後３年間の予想損失額を見込んでおり、当該予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（正常先）に係る債権については、今後１年間の予想損失額を見込んでおり、当該予想損失額は、１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は192百万円（前連結会計年度末は192百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、一部の国内連結子会社における金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の５第１項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 重要な収益の計上基準

信託報酬は、主に信託財産の受託業務サービスに対する対価であり、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

本中金の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

本中金の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

本中金の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

③　内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金及び預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

本中金及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(17) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、本中金の当事業年度において予定している剰余金処分方式による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

(18) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約益及び償還益については、中間連結損益計算書上「資金運用収益（有価証券利息配当金）」に計上しております。また、解約損及び償還損については、「その他業務費用（国債等債券償還損）」に計上しております。

（中間連結貸借対照表関係）

※１．非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
株　式	189百万円	189百万円
出資金	15,041百万円	15,052百万円

※２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
189,990百万円	146,104百万円

現先取引及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
当中間連結会計期間末（前連結会計年度末）に当該処分をせずに所有している有価証券	101,857百万円	151,874百万円

※３．有価証券には、信用金庫経営力強化制度に基づき引き受けた信用金庫の発行する優先出資証券が次のとおり含まれております。

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
123,279百万円	143,279百万円

※４．信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	499百万円	84百万円
危険債権額	2,026百万円	3,927百万円
三月以上延滞債権額	－百万円	13百万円
貸出条件緩和債権額	18,452百万円	18,301百万円
合計額	20,978百万円	22,326百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※５．貸出金には、一般債権に対する返済よりも元利金の返済が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金が次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
劣後特約付貸出金	9,000百万円	9,000百万円

※６．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた荷付為替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
9百万円	－百万円

※７．ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第１号 2024年７月１日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
7,264百万円	7,028百万円

※８．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
担保に供している資産		
特定取引資産	35,720百万円	46,863百万円
有価証券	7,973,361百万円	8,736,116百万円
貸出金	5,465,299百万円	6,291,434百万円
計	13,474,381百万円	15,074,413百万円
担保資産に対応する債務		
借用金	3,598,000百万円	3,468,600百万円
コールマネー	550,000百万円	550,000百万円
売現先勘定	2,703,350百万円	2,952,254百万円
債券貸借取引受入担保金	3,002,928百万円	3,144,366百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
有価証券	1,844,365百万円	1,939,043百万円

また、その他資産には、保証金、金融商品等差入担保金及び現先取引差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
保証金	371百万円	514百万円
金融商品等差入担保金	689,546百万円	844,760百万円
現先取引差入担保金	27,964百万円	37,466百万円

※９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
融資未実行残高	24,309,219百万円	24,560,943百万円
うち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	24,108,823百万円	24,366,109百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも本中金の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、本中金が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約極度額は、主として顧客の定期性預金の総額の範囲内で本中金が定めた額となっており、契約後も定期的に予め定めている本中金内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)に基づき、本中金の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1999年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に基づいて、奥行価格補正及び時点修正等合理的な調整を行って算出。

※11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
減価償却累計額	107,564百万円	109,906百万円

12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
金銭信託	40,653百万円	38,695百万円

（中間連結損益計算書関係）

※１．その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
貸倒引当金戻入益	66百万円	1,967百万円
株式等売却益	2,770百万円	505百万円

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．発行済出資の種類及び総数並びに自己出資の種類及び口数に関する事項　（単位：千口）

	当連結会計年度期首出資口数	当中間連結会計期間増加出資口数	当中間連結会計期間減少出資口数	当中間連結会計期間末出資口数	摘要
発行済出資					
一般普通出資	4,000	－	－	4,000	
特定普通出資	4,000	－	－	4,000	
Ａ種優先出資	708	－	－	708	
合　計	8,708	－	－	8,708	
自己出資					
一般普通出資	－	－	－	－	
特定普通出資	－	－	－	－	
Ａ種優先出資	－	－	－	－	
合　計	－	－	－	－	

２．配当に関する事項

（決　議）	出資の種類	配当金の総額（百万円）	１口当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月20日通常総会	一般普通出資	12,000	3,000	2025年３月31日	2025年６月20日
	特定普通出資	6,000	1,500	2025年３月31日	2025年６月20日
	Ａ種優先出資	4,603	6,500	2025年３月31日	2025年６月20日

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．発行済出資の種類及び総数並びに自己出資の種類及び口数に関する事項　（単位：千口）

	当連結会計年度期首出資口数	当中間連結会計期間増加出資口数	当中間連結会計期間減少出資口数	当中間連結会計期間末出資口数	摘要
発行済出資					
一般普通出資	4,000	－	－	4,000	
特定普通出資	4,000	－	－	4,000	
Ａ種優先出資	708	－	－	708	
合　計	8,708	－	－	8,708	
自己出資					
一般普通出資	－	－	－	－	
特定普通出資	－	－	－	－	
Ａ種優先出資	－	1	－	1	（注）
合　計	－	1	－	1	

（注）Ａ種優先出資の自己出資の増加１千口は、自己優先出資の取得による増加であります。

２．配当に関する事項

（決　議）	出資の種類	配当金の総額（百万円）	１口当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年６月24日通常総会	一般普通出資	12,000	3,000	2026年３月31日	2026年６月24日
	特定普通出資	6,000	1,500	2026年３月31日	2026年６月24日
	Ａ種優先出資	4,603	6,500	2026年３月31日	2026年６月24日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１．現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
現金及び預け金勘定	19,435,816百万円	10,143,283百万円
預け金（中央銀行預け金を除く）	△843,102百万円	△990,796百万円
現金及び現金同等物	18,592,714百万円	9,152,487百万円

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として、コンピュータ設備に係るハードウェアであります。

② 無形固定資産

コンピュータ設備に係るソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

重要性が乏しい為、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注）参照）。

現金及び預け金、買入手形及びコールローン、買現先勘定、譲渡性預金、売渡手形及びコールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については、注記を省略しております。

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権	189,890	189,890	－
(2) 特定取引資産			
売買目的有価証券	246,396	246,396	－
(3) 金銭の信託	45,385	45,385	－
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,820,537	4,304,720	△515,816
その他有価証券(*1)	13,136,523	13,136,523	－
(5) 貸出金	12,234,105		
貸倒引当金(*2)	△23,356		
	12,210,748	12,128,505	△82,243
資産計	30,649,482	30,051,422	△598,060
(1) 預金	29,477,288	29,428,185	△49,102
(2) 債券	1,229,310	1,202,445	△26,864
(3) 特定取引負債			
売買目的有価証券	21,989	21,989	－
(4) 借用金	3,598,000	3,533,917	△64,082
負債計	34,326,587	34,186,537	△140,049
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	22,453	22,453	－
ヘッジ会計が適用されているもの	339,037	554,820	215,782
デリバティブ取引計	361,491	577,273	215,782

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項に基づき、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権	183,948	183,948	－
(2) 特定取引資産			
売買目的有価証券	401,474	401,474	－
(3) 金銭の信託	47,560	47,560	－
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,649,120	3,978,699	△670,420
その他有価証券(*1)	13,763,206	13,763,206	－
(5) 貸出金	13,359,877		
貸倒引当金(*2)	△21,404		
	13,338,473	13,221,442	△117,031
資産計	32,383,783	31,596,331	△787,451
(1) 預金	28,710,881	28,630,726	△80,154
(2) 債券	1,223,940	1,189,033	△34,906
(3) 特定取引負債			
売買目的有価証券	29,352	29,352	－
(4) 借用金	3,468,600	3,408,363	△60,236
負債計	33,432,773	33,257,475	△175,298
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	19,330	19,330	－
ヘッジ会計が適用されているもの	662,001	992,359	330,358
デリバティブ取引計	681,332	1,011,690	330,358

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項に基づき、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
① 市場価格のない株式等(*1)	130,252	150,252
② 組合出資金(*2)	77,857	77,407
合　　計	208,109	227,659

(*1)　市場価格のない株式等は、非上場株式及び信用金庫の発行する優先出資証券であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2)　組合出資金は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	－	189,890	189,890
特定取引資産（売買目的有価証券）	22,501	223,895	－	246,396
金銭の信託（運用目的・その他）	－	45,385	－	45,385
有価証券（その他有価証券）(*1)	6,064,172	6,728,627	87,434	12,880,235
株式	88,611	－	－	88,611
国債	2,599,939	－	－	2,599,939
地方債	－	923,811	－	923,811
社債	－	864,560	－	864,560
外国債券	3,294,761	2,806,332	87,434	6,188,529
投資信託	80,859	2,133,923	－	2,214,782
資産計	6,086,673	6,997,909	277,325	13,361,908
特定取引負債（売買目的有価証券）	21,989	－	－	21,989
負債計	21,989	－	－	21,989
デリバティブ取引(*2)	0	361,491	－	361,491
金利関連取引	－	534,878	－	534,878
通貨関連取引	－	(173,387)	－	(173,387)
債券関連取引	0	－	－	0

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項に基づき、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は、上記表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託財産が金融商品である投資信託の連結貸借対照表計上額は192,029百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産である投資信託の連結貸借対照表計上額は64,258百万円であります。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	―	―	183,948	183,948
特定取引資産（売買目的有価証券）	21,329	380,144	―	401,474
金銭の信託（運用目的・その他）	―	47,560	―	47,560
有価証券（その他有価証券）(*1)	6,695,971	6,710,804	89,150	13,495,926
株式	90,668	―	―	90,668
国債	2,884,927	―	―	2,884,927
地方債	―	1,066,555	―	1,066,555
社債	―	801,781	―	801,781
外国債券	3,584,482	2,678,785	89,150	6,352,418
投資信託	135,893	2,163,681	―	2,299,575
資産計	6,717,301	7,138,509	273,098	14,128,909
特定取引負債（売買目的有価証券）	29,352	―	―	29,352
負債計	29,352	―	―	29,352
デリバティブ取引(*2)	3	681,329	―	681,332
金利関連取引	―	800,402	―	800,402
通貨関連取引	―	(119,072)	―	(119,072)
債券関連取引	3	―	―	3

(*1)　「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項に基づき、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は、上記表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託財産が金融商品である投資信託の中間連結貸借対照表計上額は202,629百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産である投資信託の中間連結貸借対照表計上額は64,650百万円であります。

(*2)　特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	－	－	－
有価証券（満期保有目的の債券）	2,656,320	1,648,399	－	4,304,720
国債	2,656,320	－	－	2,656,320
地方債	－	675,809	－	675,809
社債	－	315,356	－	315,356
外国債券	－	657,233	－	657,233
貸出金	－	－	12,128,505	12,128,505
資産計	2,656,320	1,648,399	12,128,505	16,433,225
預金	－	29,428,185	－	29,428,185
債券	－	1,202,445	－	1,202,445
借用金	－	3,533,917	－	3,533,917
負債計	－	34,164,548	－	34,164,548
デリバティブ取引(*)	－	215,782	－	215,782
金利関連取引	－	215,782	－	215,782

(*)　金利スワップの特例処理に係る金利スワップの時価を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	－	－	－
有価証券（満期保有目的の債券）	2,450,100	1,528,599	－	3,978,699
国債	2,450,100	－	－	2,450,100
地方債	－	661,756	－	661,756
社債	－	310,160	－	310,160
外国債券	－	556,682	－	556,682
貸出金	－	－	13,221,442	13,221,442
資産計	2,450,100	1,528,599	13,221,442	17,200,141
預金	－	28,630,726	－	28,630,726
債券	－	1,189,033	－	1,189,033
借用金	－	3,408,363	－	3,408,363
負債計	－	33,228,122	－	33,228,122
デリバティブ取引(*)	－	330,358	－	330,358
金利関連取引	－	330,358	－	330,358

(*)　金利スワップの特例処理に係る金利スワップの時価を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、有価証券と同様に会計処理をしている信託受益権については、ブローカー等の第三者から入手した評価価格を時価としており、評価にあたり、デフォルト率、回収率、期限前償還率等の重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類し、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。これらに該当しない買入金銭債権については、貸出金と同様の方法により時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合や、将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場金利で割り引いた現在価値によっている場合は、レベル２の時価に分類しております。

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は相場価格等によっており、信託財産の主な構成物のレベルに基づきレベル２に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合や、将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場金利で割り引いた現在価値によっている場合は、レベル２の時価に分類しております。主に地方債、短期社債、社債がこれに含まれております。相場価格が入手できない場合には、ブローカー等の第三者から入手した評価価格を用いており、評価にあたり、デフォルト率、回収率、期限前償還率及び信用スプレッド等の重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

有価証券のうち投資信託については、活発な市場における取引価格が利用できるものはレベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないものは、公表されている基準価額等によっており、レベル２の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び信用格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用スプレッド等を反映させた同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。算出された時価はいずれもレベル３に分類しております。

負　債

預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で将来キャッシュ・フローを割り引いて時価を算定しております。算出された時価はいずれもレベル２の時価に分類しております。

債券

本中金の発行する債券の時価は、相場価格によっており、市場流動性等を勘案し、レベル２に分類しております。

特定取引負債

売付債券の時価は、活発な市場における無調整の相場価格によっており、レベル１に分類しております。

借用金

借用金については、種類ごとに、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、観察できないインプットの時価に対する影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

なお、約定期間が短期間のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所取引は取引所等における最終の価格、店頭取引は割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であります。取引所取引はレベル１に、店頭取引は観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しております。

（注２）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替(*3)	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち、連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
買入金銭債権	246,018	0	△14,303	△41,824	－	－	189,890	－
有価証券(その他有価証券)	59,714	165	71	△12,231	39,715	－	87,434	－
外国債券	59,714	165	71	△12,231	39,715	－	87,434	－

(*1) 主に連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*3) レベル２の時価からレベル３の時価への振替であり、外国債券の市場の活動の減少により観察可能な市場データが不足していることによるものであります。

当該振替は会計期間の末日に行っております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替(*3)	中間期末残高	当期の損益に計上した額のうち、中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
買入金銭債権	189,890	－	△4,498	△1,443	－	－	183,948	－
有価証券 (その他有価証券)	87,434	△1,109	△1,239	39,191	－	△35,127	89,150	－
外国債券	87,434	△1,109	△1,239	39,191	－	△35,127	89,150	－

(*1)　主に中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2)　中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*3)　レベル３の時価からレベル２の時価への振替であり、外国債券のインプットである市場データが観察可能になったことによるものであります。

当該振替は会計期間の末日に行っております。

(2) 時価の評価プロセスの説明

本中金グループは、時価算定部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定め、これに沿って時価を算定しております。時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる方法を用いております。時価の算定結果及びレベルの分類については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等により、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。また、第三者から入手した評価価格を利用する場合においては、その評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の方法により価格の妥当性を検証しております。

（注３）基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち、連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
投資信託財産が金融商品である投資信託	158,270	9,954	9,378	10,908	3,516	―	192,029	―
投資信託財産が不動産である投資信託	58,880	634	1,328	3,415	―	―	64,258	―

(*1)　主に連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2)　連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	中間期末残高	当期の損益に計上した額のうち、中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
投資信託財産が金融商品である投資信託	192,029	△2,828	5,656	7,772	―	―	202,629	―
投資信託財産が不動産である投資信託	64,258	△139	824	△293	―	―	64,650	―

(*1)　主に中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2)　中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 投資信託財産が金融商品である投資信託の解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約又は買戻請求可能日が限られること等により、解約又は買戻に期間を要する制限	192,029

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	中間連結貸借対照表計上額
解約又は買戻請求可能日が限られること等により、解約又は買戻に期間を要する制限	202,629

（有価証券関係）

※１．中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」のほか、「現金及び預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権等を含めて記載しております。

※２．「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

１．満期保有目的の債券

前連結会計年度(2026年３月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	365,591	369,706	4,115
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	342,983	343,378	395
	小計	708,575	713,085	4,510
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,739,936	2,286,614	△453,322
	地方債	724,596	675,809	△48,787
	短期社債	―	―	―
	社債	332,983	315,356	△17,626
	その他	314,444	313,854	△590
	小計	4,111,962	3,591,635	△520,326
合計		4,820,537	4,304,720	△515,816

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	210,238	210,764	526
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	471,833	472,462	628
	小計	682,072	683,226	1,154
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,825,772	2,239,336	△586,436
	地方債	724,682	661,756	△62,925
	短期社債	―	―	―
	社債	332,254	310,160	△22,093
	その他	84,339	84,220	△119
	小計	3,967,048	3,295,472	△671,575
合計		4,649,120	3,978,699	△670,420

２．その他有価証券

前連結会計年度(2026年３月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	86,886	31,447	55,439
	債券	9,655	9,613	42
	国債	－	－	－
	地方債	9,538	9,496	42
	短期社債	－	－	－
	社債	116	116	0
	その他	4,277,942	4,126,788	151,154
	小計	4,374,484	4,167,849	206,635
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,725	2,048	△323
	債券	4,378,655	4,882,977	△504,321
	国債	2,599,939	2,979,387	△379,448
	地方債	914,272	956,852	△42,580
	短期社債	－	－	－
	社債	864,444	946,737	△82,293
	その他	4,607,555	4,967,368	△359,812
	小計	8,987,936	9,852,393	△864,457
合計		13,362,421	14,020,243	△657,821

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	88,896	31,339	57,556
	債券	8	8	0
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	8	8	0
	その他	1,297,951	1,142,527	155,423
	小計	1,386,856	1,173,876	212,980
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,772	2,048	△275
	債券	4,753,255	5,325,472	△572,216
	国債	2,884,927	3,300,199	△415,271
	地方債	1,066,555	1,123,977	△57,421
	短期社債	―	―	―
	社債	801,772	901,296	△99,523
	その他	7,875,276	8,497,628	△622,352
	小計	12,630,304	13,825,149	△1,194,845
合計		14,017,161	14,999,026	△981,864

３．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に対して著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（前連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。なお、株式及び投資信託については、時価が著しく下落したと判断する際に、当中間連結会計期間（前連結会計年度）末前１ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額を使用しております。

また、発行会社が破綻先、実質破綻先、破綻懸念先の場合は、当該有価証券の時価が取得原価に比べて下落しているものを減損処理しております。

前連結会計年度及び当中間連結会計期間における減損処理はありません。

なお、時価が著しく下落したと判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

債券等

・時価が取得原価の50%超70%以下かつ時価の推移や発行会社の業況等が一定の要件に該当

・時価が取得原価の50%以下

株式及び投資信託

・時価が取得原価の70%以下

（金銭の信託関係）

１．満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2026年３月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	45,385	50,000	△4,614	－	4,614

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	47,560	50,000	△2,439	－	2,439

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2026年３月31日)

	金額(百万円)
評価差額	△661,028
その他有価証券	△656,414
その他の金銭の信託	△4,614
（＋）繰延税金資産	189,907
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△471,120
（△）非支配株主持分相当額	―
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	△471,120

(注) 外貨建の市場価格のない株式等に係る為替換算差額及び組合出資金に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

	金額(百万円)
評価差額	△982,783
その他有価証券	△980,344
その他の金銭の信託	△2,439
（＋）繰延税金資産	282,024
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△700,758
（△）非支配株主持分相当額	―
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	△700,758

(注) 外貨建の市場価格のない株式等に係る為替換算差額及び組合出資金に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

（デリバティブ取引関係）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	金利オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
店頭	金利先渡契約				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	17,508,966	13,650,747	△811,290	△811,290
	受取変動・支払固定	17,176,505	12,988,297	731,164	731,164
	受取変動・支払変動	41,750	27,950	△13	△13
	受取固定・支払固定	－	－	－	－
	金利オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	その他				
	売建	2,643,100	1,862,100	△17,275	△17,275
	買建	2,717,780	1,976,380	119,864	103,150
合計		―	―	22,449	5,735

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	金利オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
店頭	金利先渡契約				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	16,678,729	12,670,175	△1,180,695	△1,180,695
	受取変動・支払固定	16,382,747	12,049,879	1,064,699	1,064,699
	受取変動・支払変動	30,950	22,950	△13	△13
	受取固定・支払固定	－	－	－	－
	金利オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	その他				
	売建	2,233,100	1,587,100	△36,368	△36,368
	買建	2,359,630	1,620,130	171,482	153,309
合計		―	―	19,104	931

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	通貨スワップ	800	800	41	41
	為替予約				
	売建	215,209	1,316	△2,599	△2,599
	買建	143,050	1,438	2,568	2,568
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合計		―	―	11	11

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
２．通貨スワップの時価及び評価損益については、元本控除後の金額を記載しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	通貨スワップ	800	800	54	54
	為替予約				
	売建	112,493	2,118	1,097	1,097
	買建	214,677	1,396	△887	△887
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合計		―	―	264	264

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
２．通貨スワップの時価及び評価損益については、元本控除後の金額を記載しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	7,037	―	0	0
	買建	―	―	―	―
	債券先物オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	債券店頭オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合計		―	―	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	6,488	―	12	12
	買建	3,869	―	△9	△9
	債券先物オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	債券店頭オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合計		―	―	3	3

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		4,475,000	50,000	△3,521
	受取変動・支払固定		9,499,046	7,074,509	516,089
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金、満期保有目的の債券、及び債券（負債）			
	受取固定・支払変動		424,600	424,600	△9,323
	受取変動・支払固定		2,273,137	2,097,883	225,105
合計		―	―	―	728,350

（注）原則的処理方法によるものは、業種別委員会実務指針第24号に基づく繰延ヘッジを含んでおります。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		489,000	―	△861
	受取変動・支払固定		9,643,052	7,702,674	782,306
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金、満期保有目的の債券、及び債券（負債）			
	受取固定・支払変動		424,600	424,600	△11,286
	受取変動・支払固定		2,320,672	2,118,989	341,644
合計		―	―	―	1,111,803

（注）原則的処理方法によるものは、業種別委員会実務指針第24号に基づく繰延ヘッジを含んでおります。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券、預け金等	1,738,831	1,146,955	△13,285
	為替予約				
	売建		83,955	－	△1,035
	買建		－	－	－
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	－	－	－	－
	為替予約				
	売建		－	－	－
	買建		－	－	－
合計		－	－	－	△14,320

（注）１．主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。
２．通貨スワップの時価については、元本控除後の金額を記載しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券、預け金等	1,704,881	1,208,435	△14,036
	為替予約				
	売建		203,296	－	583
	買建		6,291	－	－
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	－	－	－	－
	為替予約				
	売建		－	－	－
	買建		－	－	－
合計		－	－	－	△13,452

（注）１．主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。
２．通貨スワップの時価については、元本控除後の金額を記載しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

本中金グループは、本中金及び各連結子会社の事業をそれぞれ１つの事業セグメントとしており、そのうち、本中金の事業を報告セグメントとしております。

本中金は、個別金融機関として、預金業務、債券（金融債）業務、融資業務、市場運用業務、トレーディング業務、決済業務、信託業務等を行うとともに、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の各種業務の機能補完を行うほか、信用金庫経営力強化制度等の業界独自のセーフティネットを運営することにより、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめております。

２．報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、親会社株主に帰属する中間純利益をベースとした数値であります。

３．報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント 信金中央金庫の事業	その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表計上額
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	292,944	19,681	312,626	△18	312,608
セグメント間の内部経常収益	9,077	1,263	10,341	△10,341	―
計	302,021	20,945	322,967	△10,359	312,608
セグメント利益	28,671	1,035	29,707	△7,855	21,851
セグメント資産	48,096,015	372,966	48,468,982	△71,368	48,397,613
セグメント負債	46,538,903	280,218	46,819,122	△29,156	46,789,966
その他の項目					
減価償却費	2,325	3,325	5,650	―	5,650
資金運用収益	271,066	669	271,736	△7,669	264,067
資金調達費用	216,178	236	216,415	△33	216,381
特別利益	―	―	―	―	―
特別損失	387	5	392	―	392
税金費用	7,414	418	7,832	△4	7,828
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,421	1,603	4,025	―	4,025

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、連結子会社の事業であります。

連結子会社においては、証券業務、地域商社業務、海外ビジネス支援業務、消費者信用保証業務、投資運用業務、投資・M＆A仲介業務、データ処理の受託業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

３．調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△7,855百万円には、非支配株主に帰属する中間純利益△208百万円、セグメント間取引消去等△7,647百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額△71,368百万円には、資本連結手続に係る消去額△44,295百万円、セグメント間取引消去等△27,073百万円が含まれております。

(3) セグメント負債の調整額△29,156百万円等その他の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

４．セグメント利益は、中間連結損益計算書の親会社株主に帰属する中間純利益との調整を行っております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント 信金中央金庫の事業	その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表計上額
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	469,637	22,355	491,993	△14	491,979
セグメント間の内部経常収益	1,981	1,344	3,325	△3,325	―
計	471,619	23,700	495,319	△3,339	491,979
セグメント利益	24,881	1,607	26,489	△416	26,073
セグメント資産	46,073,782	578,300	46,652,082	△77,349	46,574,733
セグメント負債	44,524,978	482,437	45,007,416	△38,956	44,968,460
その他の項目					
減価償却費	2,494	3,271	5,765	―	5,765
資金運用収益	347,384	1,634	349,019	△356	348,662
資金調達費用	280,670	1,193	281,863	△49	281,814
特別利益	―	―	―	―	―
特別損失	6	7	13	―	13
税金費用	9,162	707	9,870	109	9,980
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,551	7,732	10,284	―	10,284

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、連結子会社の事業であります。

連結子会社においては、証券業務、地域商社業務、海外ビジネス支援業務、消費者信用保証業務、投資運用業務、投資・M＆A仲介業務、データ処理の受託業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

３．調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△416百万円には、非支配株主に帰属する中間純利益△337百万円、セグメント間取引消去等△78百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額△77,349百万円には、資本連結手続に係る消去額△44,295百万円、セグメント間取引消去等△33,054百万円が含まれております。

(3) セグメント負債の調整額△38,956百万円等その他の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

４．セグメント利益は、中間連結損益計算書の親会社株主に帰属する中間純利益との調整を行っております。

４．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合計	調整額	中間連結損益計算書計上額
	信金中央金庫の事業				
投資信託手数料	3,262	2,957	6,220	△1,276	4,943
信託報酬	1,291	－	1,291	－	1,291
資金中継業務取扱手数料	690	－	690	△0	690
その他	1,725	13,314	15,039	△1,011	14,027
顧客との契約から生じる収益	6,970	16,271	23,242	△2,288	20,953
上記以外の経常収益	295,051	4,673	299,724	△8,070	291,654
経常収益	302,021	20,945	322,967	△10,359	312,608

（注）１．投資信託手数料は、主に投資信託の運用管理サービスから発生し、中間連結損益計算書の役務取引等収益に計上しております。
２．信託報酬は、主に信託財産の受託業務サービスから発生し、中間連結損益計算書の信託報酬に計上しております。
３．資金中継業務取扱手数料は、主にデータ伝送総合振込サービスから発生し、中間連結損益計算書の役務取引等収益に計上しております。
４．その他は、上記１．～３．に含まれていないサービスであり、主にデータ処理の受託業務等から発生し、中間連結損益計算書の役務取引等収益等に計上しております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合計	調整額	中間連結損益計算書計上額
	信金中央金庫の事業				
投資信託手数料	3,992	3,398	7,390	△1,498	5,892
信託報酬	1,048	－	1,048	－	1,048
資金中継業務取扱手数料	698	－	698	△0	697
その他	1,931	14,413	16,344	△1,084	15,260
顧客との契約から生じる収益	7,671	17,811	25,483	△2,583	22,899
上記以外の経常収益	463,947	5,888	469,836	△755	469,080
経常収益	471,619	23,700	495,319	△3,339	491,979

（注）１．投資信託手数料は、主に投資信託の運用管理サービスから発生し、中間連結損益計算書の役務取引等収益に計上しております。
２．信託報酬は、主に信託財産の受託業務サービスから発生し、中間連結損益計算書の信託報酬に計上しております。
３．資金中継業務取扱手数料は、主にデータ伝送総合振込サービスから発生し、中間連結損益計算書の役務取引等収益に計上しております。
４．その他は、上記１．～３．に含まれていないサービスであり、主にデータ処理の受託業務等から発生し、中間連結損益計算書の役務取引等収益等に計上しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	有価証券投資業務	貸出業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	187,348	32,769	92,489	312,608

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

(1) 経常収益

（単位：百万円）

日本	米国	欧州	その他	合計
135,709	111,191	12,175	53,531	312,608

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
２．デリバティブ取引に係る収益及び特定取引収益については、その他に含めて記載しております。

(2) 有形固定資産

本中金グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	経常収益	関連するセグメント名
日本国政府	39,902	信金中央金庫の事業

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	有価証券投資業務	貸出業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	221,262	73,019	197,697	491,979

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

(1) 経常収益

（単位：百万円）

日本	米国	欧州	その他	合計
190,532	126,201	18,224	157,021	491,979

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
　　２．デリバティブ取引に係る収益及び特定取引収益については、その他に含めて記載しております。

(2) 有形固定資産

本中金グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	経常収益	関連するセグメント名
日本国政府	72,642	信金中央金庫の事業

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

１．１口当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
１口当たり純資産額		258,011円00銭	253,103円66銭
（算定上の基礎）			
純資産の部の合計額	百万円	1,637,718	1,606,272
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	422,945	415,054
うち非支配株主持分	百万円	14,820	15,054
うち優先配当額	百万円	2,124	―
うち特定普通出資配当額	百万円	6,000	―
うち特定普通出資残余財産分配額	百万円	400,000	400,000
１口当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）純資産額	百万円	1,214,773	1,191,218
１口当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）出資口数	口	4,708,222	4,706,445
うち一般普通出資口数	口	4,000,000	4,000,000
うち優先出資口数	口	708,222	706,445

（注）１口当たり純資産額の算定に際し、本中金優先出資証券配当金のうち、優先配当については純資産の部の合計額から控除しておりますが、参加配当については純資産の部の合計額から控除しておりません。

また、特定普通出資配当額及び特定普通出資残余財産分配額について純資産の部の合計額から控除するとともに、特定普通出資口数について出資口数に含めておりません。

２．１口当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
１口当たり中間純利益		2,509円31銭	2,994円19銭
（算定上の基礎）			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	21,851	26,073
親会社株主に帰属する中間純利益から控除する金額	百万円	―	―
１口当たり中間純利益の算定に用いられた親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	21,851	26,073
期中平均出資口数	口	8,708,222	8,707,867
うち一般普通出資口数	口	4,000,000	4,000,000
うち特定普通出資口数	口	4,000,000	4,000,000
うち優先出資口数	口	708,222	707,867

なお、潜在出資調整後１口当たり中間純利益については、潜在出資がないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当ありません。

2【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金	198,637	135,752
預け金	12,606,855	9,747,733
コールローン	749,235	797,419
買現先勘定	22,968	60,777
買入金銭債権	189,890	183,948
特定取引資産	868,841	1,274,077
金銭の信託	45,385	47,560
有価証券	※1,※2,※3,※4,※8 18,187,065	※1,※2,※3,※4,※8 18,660,818
貸出金	※4,※5,※7,※8,※9 12,234,550	※4,※5,※7,※8,※9 13,360,033
外国為替	※4,※6 33,802	※4 30,194
その他資産	※4 1,280,919	※4 1,622,514
その他の資産	※8 1,280,919	※8 1,622,514
有形固定資産	74,317	75,075
無形固定資産	6,628	5,906
繰延税金資産	55,254	68,056
債務保証見返	※4 28,677	※4 25,370
貸倒引当金	△23,409	△21,457
資産の部合計	46,559,619	46,073,782
負債の部		
預金	29,503,506	28,738,359
譲渡性預金	―	9,155
債券	1,229,810	1,225,640
特定取引負債	504,689	713,607
借用金	※8 3,598,000	※8 3,468,600
コールマネー	※8 3,368,788	※8 2,890,096
売現先勘定	※8 2,670,288	※8 2,905,362
債券貸借取引受入担保金	※8 3,000,206	※8 3,144,366
外国為替	1,235	1,876
信託勘定借	40,768	38,741
その他負債	997,305	1,329,949
未払法人税等	14,077	7,544
資産除去債務	1,524	1,541
その他の負債	981,703	1,320,863
賞与引当金	1,448	1,742
役員賞与引当金	86	―
退職給付引当金	27,360	26,203
役員退職慰労引当金	412	―
再評価に係る繰延税金負債	5,906	5,906
債務保証	28,677	25,370
負債の部合計	44,978,492	44,524,978

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
純資産の部		
出資金	890,998	890,998
資本剰余金	100,678	100,678
資本準備金	100,678	100,678
利益剰余金	677,972	680,250
利益準備金	139,100	144,000
その他利益剰余金	538,872	536,250
特別積立金	428,951	449,946
振興基金	60,000	60,000
中間未処分剰余金	49,920	26,304
自己優先出資	－	△338
会員勘定合計	1,669,648	1,671,588
その他有価証券評価差額金	△471,339	△700,830
繰延ヘッジ損益	368,898	564,126
土地再評価差額金	13,919	13,919
評価・換算差額等合計	△88,521	△122,784
純資産の部合計	1,581,127	1,548,803
負債及び純資産の部合計	46,559,619	46,073,782

（２）【中間損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
経常収益	302,021	471,619
資金運用収益	271,066	347,384
（うち貸出金利息）	32,768	73,013
（うち有価証券利息配当金）	191,774	221,051
信託報酬	1,291	1,048
役務取引等収益	5,939	6,915
特定取引収益	2,007	2,431
その他業務収益	18,892	111,381
その他経常収益	※1 2,823	※1 2,458
経常費用	265,548	437,568
資金調達費用	216,178	280,670
（うち預金利息）	70,448	119,175
（うち債券利息）	2,213	4,118
役務取引等費用	5,051	6,318
特定取引費用	16	251
その他業務費用	26,330	131,959
経費	※2 17,741	※2 18,367
その他経常費用	229	1
経常利益	36,473	34,050
特別利益	－	－
特別損失	387	6
税引前中間純利益	36,086	34,044
法人税、住民税及び事業税	6,864	8,230
法人税等調整額	550	932
法人税等合計	7,414	9,162
中間純利益	28,671	24,881
繰越金（当期首残高）	547	1,422
中間未処分剰余金	29,219	26,304

（３）【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	会員勘定								
	出資金	資本剰余金		利益剰余金					会員勘定合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					特別積立金	振興基金	中間未処分剰余金		
当期首残高	890,998	100,678	100,678	135,000	414,960	60,000	41,241	651,202	1,642,879
当中間期変動額									
剰余金の配当							△22,603	△22,603	△22,603
中間純利益							28,671	28,671	28,671
特別積立金の取崩					△9		9		
利益準備金の積立				4,100			△4,100		
特別積立金の積立					14,000		△14,000		
会員勘定以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	－	－	－	4,100	13,990	－	△12,022	6,068	6,068
当中間期末残高	890,998	100,678	100,678	139,100	428,951	60,000	29,219	657,270	1,648,947

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△383,761	181,425	14,621	△187,714	1,455,164
当中間期変動額					
剰余金の配当					△22,603
中間純利益					28,671
特別積立金の取崩					
利益準備金の積立					
特別積立金の積立					
会員勘定以外の項目の当中間期変動額（純額）	58,510	37,368	－	95,879	95,879
当中間期変動額合計	58,510	37,368	－	95,879	101,947
当中間期末残高	△325,250	218,793	14,621	△91,835	1,557,111

当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	会員勘定									
	出資金	資本剰余金		利益剰余金					自己優先出資	会員勘定合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					特別積立金	振興基金	中間未処分剰余金			
当期首残高	890,998	100,678	100,678	139,100	428,951	60,000	49,920	677,972	－	1,669,648
当中間期変動額										
剰余金の配当							△22,603	△22,603		△22,603
中間純利益							24,881	24,881		24,881
自己優先出資の取得									△338	△338
特別積立金の取崩					△5		5			
利益準備金の積立				4,900			△4,900			
特別積立金の積立					21,000		△21,000			
会員勘定以外の項目の当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	－	－	－	4,900	20,994	－	△23,616	2,278	△338	1,939
当中間期末残高	890,998	100,678	100,678	144,000	449,946	60,000	26,304	680,250	△338	1,671,588

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△471,339	368,898	13,919	△88,521	1,581,127
当中間期変動額					
剰余金の配当					△22,603
中間純利益					24,881
自己優先出資の取得					△338
特別積立金の取崩					
利益準備金の積立					
特別積立金の積立					
会員勘定以外の項目の当中間期変動額（純額）	△229,491	195,228	－	△34,262	△34,262
当中間期変動額合計	△229,491	195,228	－	△34,262	△32,323
当中間期末残高	△700,830	564,126	13,919	△122,784	1,548,803

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記１．及び２．(1)と同じ方法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：５年～50年

その他：３年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、本中金利用のソフトウェアについては、本中金内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

５．繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

６．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

償却・引当額の算定は、債務者区分等の自己査定結果に基づき行っておりますが、本中金では、適切な債務者区分の決定が行われるよう、信用リスクを評価する手法として信用格付制度を導入し、それを基礎として、自己査定の債務者区分を決定しております。信用格付は、債務者の債務償還能力等信用力の程度を10段階で評価し区分しており、債務者の決算情報に基づく定量評価に加え、債務者が属する業界評価や業界内における競争力等の定性要因を反映させています。信用格付は年１回定期的に見直しを行うほか、債務者の信用状況の変化等必要に応じて随時の見直しを行っております。

自己査定の結果、破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先、貸出条件緩和債権等を有する債務者（以下「要管理先」という。）及びその他今後の管理に注意を要する債務者（以下「その他要注意先」という。）で、債権額が一定額以上の大口債務者については、当該債務者が策定した返済計画や信用状況、融資方針及び当該債務者の信用状況に応じたデフォルト率等をもとにキャッシュ・フローを合理的に見積り、当該キャッシュ・フローを約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の要管理先及びその他要注意先に係る債権については、今後３年間の予想損失額を見込んでおり、当該予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（正常先）に係る債権については、今後１年間の予想損失額を見込んでおり、当該予想損失額は、１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は192百万円（前事業年度末は192百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

７．収益の計上基準

信託報酬は、主に信託財産の受託業務サービスに対する対価であり、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

８．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

９．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

10. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(3) 税効果会計に関する事項

中間会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金処分方式による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

(4) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約益及び償還益については、中間損益計算書上「資金運用収益（有価証券利息配当金）」に計上しております。また、解約損及び償還損については、「その他業務費用（国債等債券償還損）」に計上しております。

（中間貸借対照表関係）

※１．子会社等の株式又は出資金の総額

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
株　式	44,484百万円	44,484百万円
出資金	14,886百万円	14,896百万円

なお、本項の子会社等は、信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２第２号に規定する子会社等であります。

※２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
189,990百万円	146,104百万円

現先取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
当中間会計期間末（前事業年度末）に当該処分をせずに所有している有価証券	82,690百万円	115,425百万円

※３．有価証券には、信用金庫経営力強化制度に基づき引き受けた信用金庫の発行する優先出資証券が次のとおり含まれております。

前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
123,279百万円	143,279百万円

※４．信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表（貸借対照表）の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	499百万円	84百万円
危険債権額	2,026百万円	3,927百万円
三月以上延滞債権額	－百万円	13百万円
貸出条件緩和債権額	18,452百万円	18,301百万円
合計額	20,978百万円	22,326百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※５．貸出金には、一般債権に対する返済よりも元利金の返済が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金が次のとおり含まれております。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
劣後特約付貸出金	9,000百万円	9,000百万円

※６．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた荷付為替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
9百万円	－百万円

※７．ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第１号 2024年７月１日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表（貸借対照表）計上額は次のとおりであります。

前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
7,264百万円	7,028百万円

※８．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
担保に供している資産		
有価証券	7,968,442百万円	8,730,776百万円
貸出金	5,465,299百万円	6,291,434百万円
計	13,433,741百万円	15,022,210百万円
担保資産に対応する債務		
借用金	3,598,000百万円	3,468,600百万円
コールマネー	550,000百万円	550,000百万円
売現先勘定	2,670,288百万円	2,905,362百万円
債券貸借取引受入担保金	3,000,206百万円	3,144,366百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
有価証券	1,841,177百万円	1,935,880百万円

また、その他の資産には、保証金、金融商品等差入担保金及び現先取引差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
保証金	279百万円	276百万円
金融商品等差入担保金	688,904百万円	843,929百万円
現先取引差入担保金	27,964百万円	37,466百万円

※９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
融資未実行残高	24,409,219百万円	24,660,943百万円
うち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	24,208,823百万円	24,466,109百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも本中金の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、本中金が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約極度額は、主として顧客の定期性預金の総額の範囲内で本中金が定めた額となっており、契約後も定期的に予め定めている本中金内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10．元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
金銭信託	40,653百万円	38,695百万円

（中間損益計算書関係）

※１．その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
貸倒引当金戻入益	52百万円	1,952百万円
株式等売却益	2,770百万円	505百万円

※２．減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
有形固定資産	1,338百万円	1,384百万円
無形固定資産	987百万円	1,109百万円

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2026年３月31日)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格のあるものはありません。

当中間会計期間(2026年９月30日)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格のあるものはありません。

(注) 市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額

（単位：百万円）

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
子会社株式	44,295	44,295
関連会社株式	189	189
合計	44,484	44,484

（重要な後発事象）

該当ありません。

4【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月20日

信金中央金庫

理事会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　湯原　尚

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　熊谷　充孝

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている信金中央金庫の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、信金中央金庫及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、信金中央金庫及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監事の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
・　中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、信金中央金庫及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監事に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　信金中央金庫及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記の中間監査報告書の原本は本中金（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
　２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月20日

信金中央金庫

理事会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　湯原　尚

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　熊谷　充孝

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている信金中央金庫の2026年４月１日から2027年３月31日までの第77期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、信金中央金庫の2026年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、信金中央金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

信金中央金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記の中間監査報告書の原本は本中金（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
　２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。